

7 地域づくり

1 地域づくりの推進

(1) 趣旨

安心して、いきいきと暮らせる住みよい地域社会を構築するため、35の地区を基本とし、お互い様の精神で住民が主体となって地域課題を解決していく「松本らしい地域づくり」を推進します。

松本らしい地域づくりは、「市民が主役、行政は黒子」を原則とし、「松本市地域づくり実行計画」に基づいて地域力、市民力を引き出しながら進めます。

(2) 主な経過

平成 17 年	12 月	松本市地域づくり推進検討委員会を設置
18 年	11 月	松本市地域づくり推進懇談会を設置
19 年	7 月	松本市地域づくり推進市民会議を設置
20 年	5 月	松本市地域づくり推進基本方針を策定
	6 月	市内 3 地区をモデル地区に指定し、各地区が主体的な取組みを実施
	7 月	松本市地域づくり推進委員会を設置
22 年	6 月	松本市地域づくり推進行動計画を策定
23 年	4 月	市民環境部に地域づくり課を新設
	7 月	松本市地域づくり市民委員会を設置
24 年	3 月	松本市地域づくり実行計画を策定
25 年	3 月	松本大学、信州大学経済学部と地域づくりに係る連携協定等締結
	4 月	支所・出張所未設置地区に地域づくりセンター準備職員を配置
26 年	3 月	松本市地域づくりを推進する条例を制定（26. 4. 1 施行）
	4 月	35 地区に地域づくりセンターを開設
27 年	4 月	松本市地域づくり推進交付金、松本市地域振興事業補助金制度を創設

(3) 27 年度の取組状況

ア 地域づくりシステムの構築

(ア) 地区の状況に配慮しながら、地区における意見交換や意思決定の場となる「緩やかな協議体」の組織化を推進（27 年度末までに 25 地区で組織化）

イ 地区の状況に応じた地域づくりの推進

(イ) 平成 26 年度、国土交通省の「まち・住まい・交通の創蓄省エネルギー化モデル構想支援事業」で策定した四賀地区の構想を基に、地区の活性化に向けた取組みを支援

(イ) 地域包括ケアシステム、地域交通対策、買い物弱者対策等、地区が抱える課題の解決に向けた住民主体の取組みを支援

ウ 地域づくりの取組みへの財政支援

(ウ) 地域づくり推進交付金を 35 地区で活用（平成 27 年度から創設）

実績 2,155 万円

(イ) 地域振興事業補助金制度の創設

平成 27 年度から募集、交付は 28 年度以降

(ウ) 一般財団法人自治総合センター及び公益財団法人長野県市町村振興協会が実施するコミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）を周知、活用した地域のコミュニティ活動の支援

実績 14,700 千円（8 件）

エ 地域づくりの意識啓発

(ア) 松本市地域づくり市民活動研究集会の開催

期日 12 月 19 日

場所 松本市浅間温泉文化センター

参加者数 350 人

オ 地域づくりインターンシップ戦略事業

地域の活性化と若者の定着をめざして、松本大学と連携し地元志向を持った若者を地域づくりセンターを中心とした地域づくりの現場での活動と大学での専門的な教育を通して地域づくりを担う人材として育成し、地域での就職や起業の支援をするもの

(ア) 委託先 松本大学

(イ) 委託料 28,800 千円

(ウ) 活動地区 中央、鎌田、入山辺、四賀、奈川地区

(4) 今後の取組み

ア 地域づくり実行計画の見直しを実施します。

イ 地域づくりセンター、公民館、福祉ひろば及び支所・出張所等が一体となって地区の取組みに対する支援をさらに充実していきます。

ウ 松本市地域づくり推進交付金制度及び松本市地域振興事業補助金制度の有効活用により地区の地域づくり活動を推進します。

エ 地域づくりインターンシップ戦略事業により、若者の力を活かした地域づくりを推進します。

オ 地域づくり市民活動研究集会や各種研修会等を通じて、地域づくりに対する住民の意識啓発や職員の資質向上を図ります。

カ 町会連合会との協働により町会活動への支援を充実していきます。

2 町 会

住民の自治組織である町会は、住民自らが地域でより良い生活を送るために、住民同士の絆づくりや環境美化、子どもや高齢者の見守り活動等様々な活動を行っています。

また、市では、町会を市政運営の重要なパートナーとして、協働により地域づくりを推進することとしています。

町会は、市内に 489 町会あり、35 地区では地区町会連合会を組織し、全市では松本市町会連合会を組織しています。

(1) 市政協力事項

ア 広報の配布及び周知事項の伝達

イ 各種の調査及び行政事務の連絡調整

ウ その他

(2) 町会組織（平成 28 年度）

- ア 町会数 489 町会
- イ 地区町会連合会数 35 地区町会連合会
- ウ 町会加入世帯数 81,618 世帯（加入率 79.3%）

(3) 町会関係予算（平成 28 年度）

- ア 単位町会長報償費 78,700 千円
- イ 地区町会連合会長報償費 4,400 千円
- ウ 単位町会運営活動費交付金 50,400 千円
- エ 地区町会連合会運営活動費交付金 9,060 千円
- オ 市町会連合会運営費補助金 5,430 千円

(4) 今後の対応

- ア 町会連合会と協働して、安全・安心で、住民が支えあう良好な地域社会の構築に向け、町会に対する市民の理解を広げていきます。
- イ 町会連合会等と連携しながら、役員の手不足の解消や町会への加入促進に一層力を入れるとともに、地域の誰もが参加できる町会運営を目指し、研修会の開催などの必要な支援を行います。

3 防犯灯設置及び管理補助事業

(1) 目的

暗い道路における犯罪及び事故の発生を防止するため、町会等が行う防犯灯の設置及び管理事業にかかる費用に対し、補助金を支出しています。平成 23 年度に LED 防犯灯設置に対する 5 千円の上乗せ補助制度を創設し、更に平成 24 年度から 5 カ年計画で上乗せ補助を 1 万円に拡充して、LED 灯への切替を促進しています。補助対象の防犯灯は原則として LED に限定することで、CO₂ の削減と長寿命化・省エネによる維持管理の負担軽減、電気料の削減を推進しています。

(2) 内容

ア 設置補助（工事費）

- (ア) 一般（防犯灯 1 灯につき柱 1 本）
補助率 10/10 限度額 38,500 円（柱を新設する場合）
限度額 22,500 円（既存の柱を使用する場合）
- (イ) 特設（防犯灯 1 灯につき柱 2 本以上）
補助率 2/3 限度額 42,000 円
- (ウ) 更新（老朽化等による照明器具の全面更新）
補助率 10/10 限度額 20,000 円

イ 管理補助（電灯料）

補助率 1 灯（上限 60W）につき、当該年度の 8 カ月分程度の電気料

(3) 平成 27 年度実績

ア 設置補助

- (ア) 一般 431 灯 10,781 千円

(イ) 特設	3 灯	126 千円
(ウ) 更新	1,536 灯	30,686 千円
合計	1,970 灯	41,593 千円
イ 管理補助		
	20,873 灯	22,461 千円

4 市民との協働

市民自らが地域課題や社会的課題の解決を目指す市民活動を支援し、市民と行政との協働を推進することにより、「松本らしい地域づくり」を進めます。

(1) 主な経過

平成 17 年 9 月	市民活動サポートセンターの開設
18 年 3 月	「市民と行政の協働推進のための基本指針」の策定
11 月	市民活動推進委員会の設置、市民協働事業提案制度の創設
19 年 4 月	市民活動団体金融対策事業（NPOバンクへの融資原資の貸付）の開始
22 年 6 月	市民労力提供による原材料支給事業の開始
10 月	プラチナ世代相談窓口「とまり木」開設
24 年 11 月	市民活動推進委員会が「市民と行政の協働推進のための基本指針」見直しに向けた提言書を市長に提出
25 年 4 月	「プラチナサポーターズ松本」との協働により毎月 1 回「プラチナサロン」開催
26 年 10 月	市民活動推進委員会が「市民活動と協働を推進するための基本指針（案）」を作成
27 年 12 月	「市民活動と協働を推進するための基本指針」の策定 市内 4 ライオンズクラブと「健康寿命延伸都市・松本」の実現に向け、児童・少年の健全育成、高齢者・障害者支援等 7 分野の連携協定を締結

(2) 27 年度 of 取組み状況

ア 協働の推進

- (ア) 「市民活動と協働を推進するための基本指針」の策定
- (イ) 市民協働フォーラムの開催
- (ウ) 協働推進のための啓発活動（市広報・ホームページによる市民啓発、職員研修会の開催）

イ 市民活動の支援・促進

- (ア) 市民活動サポートセンターの管理・運営及び利用促進

年度	開館日数	利用人数	専用利用件数	登録団体累計数
25	335 日	21,472 人	770 件	310 団体
26	335 日	21,642 人	808 件	325 団体
27	336 日	18,475 人	760 件	323 団体

- (イ) サポートセンター各種自主事業の開催

- (ウ) 広報・啓発活動（センターホームページによる情報発信、「サポートセンター通信」の発行）
- (エ) 社会貢献を考える市民の相談対応及び希望する活動への仲介

(3) 今後の取組み

- ア 新しい「市民活動と協働を推進するための基本指針」の周知を進めるとともに、市民活動の支援に必要な人材登録や財政的支援、地域とNPOとの協働モデル事業等を研究し、指針に基づく新たな取組みの具現化を推進します。
- イ 市民活動サポートセンター事業を通して、協働のパートナーとして期待される団体や市民活動に携わる人材の育成、また市民活動団体同士（特に地縁型組織とテーマ型組織）の連携や交流を進め、市民活動の活性化・自立化を図ります。

5 市民生活総合相談窓口

(1) 目的

- ア 一般相談、専門相談、消費生活相談、生活困窮相談の窓口を一体化し、複雑化・多様化する市民の困りごとに寄り添い、総合的に対応します。
- イ 横断的・包括的、継続的な庁内ネットワークを構築するとともに、国・県等の関係機関、市民活動団体、地域へとネットワークを構築し、生活に困っている市民を早期発見・支援します。

(2) 相談窓口の経過

平成 27 年度 広報国際課で実施していた、「一般」、「専門」相談と市民生活課で実施していた「消費生活」相談を統合して、市民相談課を新設し、相談窓口の充実を図りました。

平成 28 年度 生活困窮者自立支援業務の移管に伴い、「生活困窮」相談を統合するとともに、同フロアに松本市生活就労支援センター「まいさぼ松本」を設置し、「市民生活総合相談窓口」を新設して総合的な相談体制を構築しました。

※「まいさぼ松本」（社会福祉法人松本市社会福祉協議会へ委託運営）・・・平成 27 年 4 月 1 日施行された生活困窮者自立支援法に基づく相談支援機関

(3) 内容

- ア 一般相談
市民相談室特別相談員等を配置し、一般相談及び全庁的な相談業務に対応します。
- イ 専門相談（予約制）
市民相談室で、弁護士相談、司法書士相談、税理士相談等の専門相談を定期的に無料で実施します。
- ウ 消費生活相談（松本市消費生活センター）
専門相談員を配置し、情報通信社会の複雑化、多様化を背景に、特殊詐欺被害を含め増加傾向にある消費生活相談に対応します。
- エ 生活困窮相談
松本市生活就労支援センター「まいさぼ松本」と連携し、経済的に困窮している方や社会的に孤立している方を支援します。

オ 相談件数の推移

(件)

区 分	25 年度	26 年度	27 年度
一 般 相 談	1,397	1,411	2,279
専 門 相 談	594	605	689
消費生活相談	970	988	977
生活困窮相談	—	135	393

※一般相談は、窓口、電話等の対応件数

※専門相談、消費生活相談、生活困窮相談は、相談案件の件数

6 消費生活政策

(1) 目的

市民が、安心して豊かな消費生活を営むことができるように、啓発、情報発信を行い、市民を消費者被害から守るとともに、消費者市民社会の構築に向けた取組みを進めます。

(2) 平成 27 年度事業実績

ア 消費者被害防止の啓発活動

(ア) 消費生活展の開催

- ・期日 10月24日(土)
- ・会場 あがたの森文化会館

(イ) 広報まつもと、市ホームページ等での啓発

(ウ) 啓発冊子・チラシの作成配布

- ・特殊詐欺非常事態宣言チラシの全戸配布
- ・一人暮らし高齢者へ民生委員を通じて被害防止ステッカーを配布 等

(エ) 街頭啓発

- ・実施回数 7回

(オ) バス広告

- ・側面広告を6台に実施

イ 消費者団体の育成

ウ 専門相談員による出前講座の開催

開催回数 8回

エ 多重債務者無料弁護士相談会の開催

開催回数 4回

オ 長野県中信消費生活センター等との連携

カ 消費者教育の推進

(3) 今後の取組み

既存事業を強化するとともに、消費者の自立を支援するため、小中学校及び保育園での出前教室のモデル的な実施や、地域での積極的な出前講座の実施等、子どもから高齢者まであらゆる世代に積極的に消費者教育事業を展開します。

7 広聴事業

さまざまな広聴制度を通じて、市民のニーズや意見・提言を的確に把握し市政へ反映していきます。

区分	回数	件数	備考
市政まちかどトーク	7	27	市長が各地区へ出向き、市政方針や各施策等を伝え、市政への理解を深めてもらうとともに、市政への意見・提言を聴きます。さらに、地区ごとの課題やまちづくり等をテーマに懇談します。 ※平成 28 年度より事業名を「市政まちかどトーク」から「市政懇談会」に変更しています。
ティータイム・トーク	1	1	市長が、市内で活躍する団体や個人からの提案・提言を聴き、意見交換します。 ※開催日を設定せず、実績のある個人や団体等から、政策立案の参考となるような提案等があった場合は、その都度、意見交換の場を設けることとします。
市長への手紙	通年	269	広く市民からの建設的な意見・提言等を聴ききます。直接市長が目を通し、指示にあたっています。 ※専用のはがきは市の各施設に常時設置しており、電子メールや FAX でも受け付けています。

(件数は平成 27 年度実績)

8 生活困窮者自立支援事業

庁内関係各課、民間支援団体と連携しながら、困窮者の早期発見・早期支援に取り組みます。

事業名	事業の概要	28 年度予算 (千円)	補助率
自立相談支援事業 (まいさぼ松本)	困窮者の課題を分析し、支援計画を策定したのち、関係機関と連携のうえ伴走型の支援をします。	22,620	国 3/4 市 1/4
住居確保給付金	離職により住居喪失、またはそのおそれのある困窮者の住居と求職機会を確保するために、家賃費用を有期で給付します。	540	国 3/4 市 1/4
就労準備支援事業	生活習慣や社会性の欠如により直ちには一般就労ができない困窮者へ、就労に必要な基礎能力の習得を支援します。	5,750	国 2/3 市 1/3
一時生活支援事業	住居のない困窮者へ、緊急一時的に宿泊場所と食事を提供します。	300	国 2/3 市 1/3